

令和3年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査  
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

# 目 次

## 【定期監査】

1 監査の種類	1
2 監査の対象範囲及び対象期間	1
3 監査の期間	1
4 監査の方法	1
5 監査の実施方針及び着眼点	1
6 実施状況	2
7 監査の結果	2

## 【財政援助団体等監査】

1 監査の種類	8
2 監査の選定理由	8
3 監査の対象範囲	8
4 監査の期間	9
5 監査の方法	9
6 監査の実施方針及び着眼点	9
7 実施状況	10
8 監査の結果	10

むすび	16
-----	----

名 監 査 第 29 号  
令和 4 年 2 月 10 日

名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様  
名 寄 市 議 会 議 長 東 千 春 様  
名 寄 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 野 浩 一 様

名 寄 市 監 査 委 員 鹿 野 裕 二  
名 寄 市 監 査 委 員 黒 井 徹

令和 3 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 3 年度監査の結果に関する報告書を提出します。

# 定期監査

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

## 2 監査の対象範囲及び対象期間

監査の対象部課		対象範囲	監査の対象期間(注)
総務部	参事(風連地区地域振興担当)	コミュニティ施設の管理運営に関する事務	令和 2 年度
市民部	市民課	所管する事務全般	令和 2 年度
	税務課	賦課徴収に関する事務	令和 2 年度
	環境生活課	所管する事務全般	令和 2 年度
建設水道部 上下水道室	工務課	工事、施設の管理運営に関する事務	令和 2 年度
	業務課	契約に関する事務	令和 2 年度
	浄水場	工事、施設の管理運営に関する事務	令和 2 年度
	下水処理場	工事、施設の管理運営に関する事務	令和 2 年度
教育部	児童センター	施設の利用状況、管理運営状況、所管する事務	令和 2 年度
	北国博物館	施設の利用状況、管理運営状況、所管する事務	令和 2 年度
	市立天文台	施設の利用状況、管理運営状況、所管する事務	令和 2 年度

(注) 監査の必要があると認めたときは、現年度（令和 3 年度）の事務を対象とすることとした。

## 3 監査の期間

令和 3 年 11 月 4 日から令和 4 年 2 月 9 日まで

## 4 監査の方法

監査対象部局長に対して関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じた実査と関係職員に対する質問、また通査により監査を実施した。

## 5 監査の実施方針及び着眼点

### (1) 実施方針

令和 3 年度名寄市年間監査計画を踏まえ、本市における事務事業のリスクを考慮し、所掌事務及び財務事務について監査の対象として選定し、それらの事務事業が法令等に適合し適正かつ適切に執行されているか。また、市民サービスの向上に努めているかなど行政監査

の着眼点も含めて監査を実施する。(令和3年度財務監査(定期監査)実施計画(令和3年10月18日名寄市監査委員決定))

(2) 着眼点

地方自治法第2条第14項の趣旨を主眼に、全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」及び「第4行政監査の着眼点」を準用し、監査を実施した。

6 実施状況

監査対象部課		監査実施通知日	監査対象書類提出日	実査日	面接実施日
総務部	参事(風連地区地域振興担当)	令和3年 10月19日	令和3年 11月2日		
市民部	市民課		令和3年 11月2日		
	税務課		令和3年 11月2日		令和4年 1月28日
	環境生活課		令和3年 11月2日		令和4年 1月27日
建設水道部 上下水道室	工務課		令和3年 11月2日		
	業務課		令和3年 11月2日		
	浄水場		令和3年 11月2日	令和3年 11月5日	
	下水処理場		令和3年 11月2日	令和3年 11月5日	
教育部	児童センター		令和3年 11月1日	令和3年 11月5日	令和4年 1月28日
	北国博物館		令和3年 11月2日	令和3年 11月5日	令和4年 1月28日
	市立天文台		令和3年 11月2日	令和3年 11月5日	令和4年 1月28日

7 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領(令和2年監査委員訓令第2号)」(3頁「指摘事項等の処理区分」参照)に従って記載する。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア 改善（是正すべきもの）	
	(ア) 法令等に違反するもの
	(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの
	(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの
	(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの
	(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの
イ 検討	
	(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの
	(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの
(2) 注意	
ア 軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの	
イ 指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの	
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勧告）	
ア 第1号アの規定のうち、特に重大なもの	
イ 第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの	
ウ 第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの	
エ 第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの	
オ その他監査委員が勧告相当と認めるもの	

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総務部 参事（風連地区地域振興担当）

ア 監査の対象範囲

コミュニティ施設の管理運営に関する事務

イ 把握した事項

地域住民課が管理する9施設の管理運営方法について、関係書類により確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(2) 市民部 市民課

ア 監査の対象範囲

所管する事務全般

イ 把握した事項

市民年金係、国保高齢医療係の各業務において使用するシステムの保守管理・改修にかかる委託料やシステム利用負担金等の21件の支出について契約書類等により確認審査した。また、現金取扱状況を関係資料によって確認した。

ウ 監査の結果

【注意】一イ

実費徴収金「IC旅券交付窓口端末機購入委託料（音威子府村負担分）10,500円」  
端末機購入費用に係る音威子府村負担額の費用按分計算に誤りがあった。既に

収納した金額との差額（400 円）を適切な方法で還付することが必要である。

(3) 市民部 税務課

ア 監査の対象範囲

賦課徴収に関する事務

イ 把握した事項

市民税係、資産税係、納税係の各業務において使用するシステムの保守管理・改修にかかる委託料やシステム利用負担金等の 17 件の支出について契約書類等により確認した。また、キャッシュレス決済、コンビニ収納にかかる手続きについて関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

【注意】一イ

委託料「令和 2 年分農業所得調査計算事務委託料（名寄市農民連盟分603,000 円、風連町農民連盟分987,000円）」

名寄市農民連盟及び風連町農民連盟に業務委託している農業所得調査計算事務について、委託契約書には個人情報収集及び保護に関する取扱い条項が定められていなかった。委託業務の内容及び契約書の精査に留意されたい。

(4) 市民部 環境生活課

ア 監査の対象範囲

所管する事務全般

イ 把握した事項

生活安全係の所管する事務のうち 25 件の支出について関係書類を確認した。

廃棄物対策係の所管する事務のうち 24 件の支出について関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

【注意】一イ

(ア) 手数料「令和 2 年度指定ごみ袋等ごみ処理手数料収納業務」

指定ごみ袋等ごみ処理手数料納入通知書の納期限に誤った日付を記載し発行したため、納入通知書を再発行した事務処理があった。通知書の発行・発送については組織的な確認の徹底に努められたい。

(イ) 所管している補助金交付事務について、実績報告に基づき補助金の精算や補助金の額の確定がなされていない事務が散見された。適正な補助金の交付事務に留意されたい。

(5) 建設水道部 上下水道室 工務課

ア 監査の対象範囲

工事、施設の維持管理に関する事務

イ 把握した事項

工務課の所管する事務のうち 63 件の工事及び業務の内容を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(6) 建設水道部 上下水道室 業務課

ア 監査の対象範囲

契約に関する事務

イ 把握した事項

業務課が行った会計事務104件の内容を確認した。

所管する名寄市上下水道事業経営審議会の開催状況を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(7) 建設水道部 上下水道室 浄水場

ア 監査の対象範囲

工事、施設の維持管理に関する事務

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和3年11月5日

(イ) 実査場所 浄水場 名寄市字緑丘16番地7

ウ 把握した事項

(ア) 施設の管理運営状況について確認した。

(イ) 浄水場の所管する事務のうち22件の工事及び業務の内容を確認した。

エ 監査の結果

指摘事項なし。

(8) 建設水道部 上下水道室 下水処理場

ア 監査の対象範囲

工事、施設の維持管理に関する事務

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和3年11月5日

(イ) 実査場所 下水処理場 名寄市西9条北10丁目

ウ 把握した事項

(ア) 施設の管理運営状況について確認した。

(イ) 下水処理場の所管する事務のうち19件の工事及び業務の内容を確認した。

エ 監査の結果

指摘事項なし。

(9) 教育部 児童センター

ア 監査の対象範囲

施設の利用状況、管理運営状況。所管する事務

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和3年11月5日

(イ) 実査場所 名寄市児童センター 名寄市西11条北2丁目12番地54

ウ 把握した事項

(ア) 施設の利用状況及び管理運営状況について確認した。

(イ) 補助金交付事務及び施設の修繕・管理にかかる契約書類13件について確認した。

エ 監査の結果

【注意】一イ

所管している補助金交付事務について、一部に実績報告に基づき補助金の精算や補助金の額の確定がなされていない事務があった。適正な補助金の交付事務に留意されたい。

(10) 教育部 市立天文台

ア 監査の対象範囲

施設の利用状況、管理運営状況。所管する事務

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和3年11月5日

(イ) 実査場所 市立天文台 名寄市字日進157番地1

ウ 把握した事項

(ア) 施設の利用状況、管理運営状況及び観覧料の徴収・保管方法について確認した。

(イ) 補助金交付事務及び施設の修繕・管理にかかる契約書類16件について内容を確認した。

(ウ) 所管するなよろ市立天文台運営委員会の開催状況について確認した。

エ 監査の結果

【注意】一イ

所管している契約事務について、一部に必要な書類の不足や記載方法の誤りがあった。関係法令、例規等に則った事務の執行にあたられたい。

(11) 教育部 北国博物館

ア 監査の対象

施設の利用状況、管理運営状況。所管する事務

イ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和3年11月5日

(イ) 実査場所 名寄市北国博物館 名寄市字緑丘222番地  
名寄市風連歴史民俗資料館 名寄市風連町南町85番地2

ウ 把握した事項

(ア) 施設の利用状況、管理運営状況及び観覧料等の徴収・保管方法について確認した。特に名寄市風連歴史民俗資料館の利用は観覧等の入館希望があった場合に開館し、利用されていた。入館者数の推移は平成28年度76人、平成29年度88人、平成30年度81人、令和元年度36人、令和2年度14人と利用者の減少が著しい結果となっていた。

(イ) 補助金交付事務及び施設の修繕並びに管理にかかる契約書類9件について内容を確認した。

(ウ) 所管する名寄市博物館協議会及び名寄市文化財審議会の開催状況について確認した。

エ 監査の結果

【注意】一イ

(ア) 所管している契約事務について、一部に委託業務に対応した委託料の積算がなされていない事務があった。また、委託業務の履行確認が不十分な事務があった。関係法令、例規等に則った事務の執行にあたられたい。

(イ) 所管している補助金交付事務について、一部に補助対象経費の算定が不十分なまま、補助金が概算払いで支出されていた。また、実績報告に基づき補助金の精算や補助金の額の確定がなされていない事務があった。適正な補助金の交付事務に留意されたい。

【検討】－ウ

「名寄市風連歴史民俗資料館」の管理運営

施設の適切な維持保全管理と環境整備に留意されたい。併せて本施設の市民利用や活用方法のあり方について検討されたい。

(12) 監査結果に係る共通事項

ア 契約事務については関係法令や名寄市契約規則をはじめとする関係例規等に則って適正な事務の執行にあたられたい。また、事務処理の要領として定められた「名寄市公契約に関する指針」、「名寄市随意契約ガイドライン」、「契約実務について」などを踏まえて契約事務の執行にあたられたい。

イ 補助金交付事務については、実績報告に基づき補助金の精算や補助金の額の確定がなされていない事務処理が散見された。名寄市補助金等交付規則並びに各種補助金等に係る交付要綱に則って適正な補助金の交付事務に留意されたい。

以 上

# 財政援助団体等監査

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の選定理由

例月出納検査及び財務監査並びに過去の監査状況等を総合的に勘案し、補助金等の交付事務及び補助事業者の事業の履行に着目し監査の対象範囲を決定した。監査の対象年度は令和 2 年度とした。

## 3 監査の対象範囲

### (1) 財政援助団体等監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会運営補助金</li> <li>・町内会ネットワーク補助金</li> <li>・名寄市生活資金貸付金</li> <li>・外出支援サービス事業委託料(i)</li> <li>・意思疎通支援事業委託料(ii)</li> <li>・移動支援事業委託料 (iii)</li> <li>・日中一時支援事業委託料(iv)</li> <li>・名寄市障がい者生活サポート事業委託料(v)</li> <li>・成年後見制度法人後見支援事業委託料(vi)</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業委託料(vii)</li> </ul>	健康福祉部  社会福祉課 こども未来課 高齢者支援課
一般財団法人 名寄市体育協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄市体育協会運営補助金</li> <li>・名寄市体育協会ジュニア競争力強化事業補助金</li> </ul>	総合政策部 スポーツ・合宿推進課

(注)：社会福祉法人名寄市社会福祉協議会の対象補助金等(i)から(vii)の委託料について、財政援助等に係るその他の事務として関連性があることから対象補助金等に加えた。

### (2) 公の施設の指定管理者

指定管理者	管理施設名	監査対象部課
一般財団法人 名寄市体育協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄市営球場・サブ球場</li> <li>・名寄市テニスコート</li> <li>・名寄公園テニスコート</li> <li>・名寄市営南水泳プール</li> <li>・名寄市営智恵文水泳プール</li> <li>・名寄市スポーツセンター</li> <li>・名寄市B&amp;G海洋センター</li> </ul>	教育部 体育施設管理課

## 4 監査の期間

令和3年11月4日から令和4年2月9日まで

## 5 監査の方法

所管する部課及び財政援助団体並びに指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

## 6 監査の実施方針及び着眼点

### (1) 実施方針

令和3年度名寄市年間監査計画を踏まえ、市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）に対し交付した補助金が補助目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。（令和3年度財政援助団体等監査実施計画（令和3年10月18日名寄市監査委員決定）に基づき定めた実施方針）

### (2) 着眼点

#### ア 財政援助団体等監査

##### 【所管部課関係】

- (ア) 補助金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (エ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (オ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金等の交付目的や効果等から照らして、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

##### 【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (カ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

#### イ 公の施設の指定管理者監査

##### 【所管部課関係】

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。

- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適宜かつ報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

**【指定管理者関係】**

- (ア) 施設は関係法、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (エ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (ク) 指定管理者に対して適宜かつ報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

**7 実施状況**

監査対象部課等	監査実施通知日	監査対象書類提出日	実査日	面接実施日
健康福祉部 社会福祉課、こども未来課、高齢者支援課	令和3年 10月19日	令和3年 11月2日	/	令和4年 1月28日
総合政策部 スポーツ・合宿推進課	令和3年 10月19日	令和3年 11月2日	/	中止
教育部 体育施設管理課	令和3年 10月19日	令和3年 11月2日	令和3年 11月5日	中止

**8 監査の結果**

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

監査の結果は次のとおりである。

(1) 財政援助団体

ア 名寄市社会福祉協議会

(ア) 補助事業名 令和2年度名寄市社会福祉協議会運営補助金

a 補助金交付額 34,829,829円

b 把握した事項

補助金等交付申請書は令和2年6月9日に提出され、同月10日に補助金等交付決定の決裁がなされていた。補助事業の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっていた。

補助事業の完了日が令和3年3月31日であったにもかかわらず、補助金等実績報告書は令和3年6月15日に提出され、同日に受理されていた。名寄市補助金等交付規則第8条に違反していた。

c 関係法令・例規類等

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

名寄市社会福祉法人の助成に関する条例（平成18年条例第109号）

名寄市補助金等交付規則（平成18年規則第54号）

d 監査の結果

【指摘事項】一ア 改善（是正すべきもの）一（ア）

本補助事業に係る補助金等の交付申請書及び実績報告書の提出が甚だしく遅延しており、適切に申請及び報告を行うよう補助事業者に対して指導されたい。特に実績報告書は遅くとも出納整理期間内に提出すべきであり、当該事業年度の出納閉鎖後に提出されていることから受理伺いなどによる決裁が必要であった。

(イ) 補助事業名 令和2年度名寄市社会福祉協議会町内会ネットワーク事業補助金

a 補助金交付額 2,736,000円

b 把握した事項

補助金等交付申請書は令和3年3月11日に提出され、同日に補助金等交付決定の決裁がなされていた。補助事業の期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっていた。事業着手後11か月を経過して提出された申請書を受理し、補助金の交付を決定していた。

補助金の実績報告書は令和3年9月7日に提出され、同月8日に受理されていた。また、提出された実績報告書には名寄市補助金等交付規則第8条に定める補助事業等の成果報告書が添付されていなかった。同規則第8条に違反していた。

提出された実績報告書の収支決算書には本補助事業の対象となった各町内会への助成金の支払いが確認できる資料が添付されていなかった。

c 関係法令・例規類等

名寄市補助金等交付規則（平成18年規則第54号）

社会福祉法人名寄市社会福祉協議会町内会ネットワーク事業補助金交付要綱（平成28年告示第1018号）

d 監査の結果

【指摘事項】一ア 改善（是正すべきもの）一（ア）

本補助事業に係る補助金等の交付申請書及び実績報告書の提出が甚だしく遅延しており、適切に申請及び報告を行うよう補助事業者に対して指導されたい。特に実績報告書は遅くとも出納整理期間内に提出すべきであり、当該事業年度の出納閉鎖後に提出されていることから受理伺いなどによる決裁が必要であった。また、補助事業の実施内容の確認が不十分であった。

(ウ) 事業名 令和2年度名寄市生活資金貸付金

a 貸付金額 2,000,000円

b 把握した事項

令和2年4月1日に締結した令和2年度における貸付金の預託契約書第5条(原資)第1項の規定が「委託者は平成31年度において金2,000,000円を預託し受託者はこれを平成32年3月31日までに委託者に返納する」という記載となっており誤記となっていた。

契約書第8条(報告)に定める各月末の預託金の状況報告がなされていなかった。

c 関係法令・例規類等

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

名寄市社会福祉法人の助成に関する条例(平成18年条例第109号)

名寄市生活資金貸付欠損金補助要綱(平成18年告示第17号)

生活資金貸付運営規程(社会福祉法人名寄市社会福祉協議会規程)

d 監査の結果

【注意】一イ

受託者に対して契約書第7条及び第8条に定める事項を遵守させ、適切な履行確認を実施されたい。

(エ) 委託業務名 外出支援サービス事業委託料

a 委託金額 3,091,492円

b 把握した事項

業務委託契約書第7条第2項に定める完了届、事業実績書が提出されていなかった。

c 関係法令・例規類等

名寄市高齢者自立支援事業条例(平成18年条例第125号)

名寄市高齢者自立支援事業条例施行規則(平成18年規則第91号)

d 監査の結果

【注意】一イ

業務委託契約書に定める事項を遵守し、適切な履行確認を行われたい。

(オ) 委託業務名 意思疎通支援事業委託料

a 委託金額 667,500円

b 把握した事項

(a) 委託契約書第4条に定める定例報告書、第6条に定める実績報告書では、通訳活動時間数の報告がなされていなかった。名寄市聴覚障害者協力員派遣事業実施要綱で定める通訳時間を超過していた事例が散見された。

(b) 令和3年3月6日・7日に開催された「三味線ライブ in なよろ」の通訳実施報告書では、通訳を受けた聴覚障害者欄に「名寄市社会福祉協議会」と記載されていた。

c 関係法令・例規類等

名寄市聴覚障害者協力員派遣事業実施要綱(平成24年告示第1009号)

d 監査の結果

【指摘事項】ア一改善(是正すべきもの)一(イ)

名寄市社会福祉協議会は名寄市聴覚障害者協力員派遣事業実施要綱第5条に定める利用対象者に該当しないことから、要綱や契約書に定める事項を遵守し、適切な履行確認を行われたい。

- (カ) 委託業務名 移動支援事業委託料
- a 委託金額 71,450円
  - b 把握した事項  
名寄市移動支援事業実施要綱第8条ただし書きの規定による利用料負担の要否について、根拠が不十分なものが散見された。  
同要綱第7条に規定する事業者の適格要件の確認方法が不十分であった。
  - c 関係法令・例規類等  
名寄市移動支援事業実施要綱（平成18年告示第1004号）
  - d 監査の結果  
**【注意】** 一イ  
要綱や契約書に定める事項を遵守し、適切な履行確認を行われたい。
- (キ) 委託業務名 日中一時支援事業委託料
- a 委託金額 3,146,440円
  - b 把握した事項  
名寄市日中一時支援事業実施に係る書類について確認した。
  - c 関係法令・例規類等  
名寄市日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第1006号）
  - d 監査の結果  
指摘事項なし。
- (ク) 委託業務名 名寄市障がい者生活サポート事業委託料
- a 委託金額 846,565円
  - b 把握した事項  
名寄市障がい者生活サポート事業実施要領は、内部決裁のみによって運用されていた。
  - c 関係法令・例規類等  
名寄市障がい者生活サポート事業実施要領（平成31年4月1日施行）
  - d 監査の結果  
**【注意】** 一イ  
名寄市障がい者生活サポート事業実施要領は本来、利用者のサービス提供を受ける権利を保障するためにも公表されるべきものと思われる。
- (ケ) 委託業務名 成年後見制度法人後見支援事業委託料
- a 委託金額 6,829,110円
  - b 把握した事項  
契約書案には仕様書に基づいての事業実施について明記されておらず、仕様書と契約書案が対応していなかった。  
契約書第12条第2項には業務完了後に受託業務にかかる決算書の提出が定められていたが提出されていなかった。
  - c 関係法令・例規類等  
名寄市成年後見センター運営事業実施要綱（平成29年告示第1046号）
  - d 監査の結果  
**【注意】** 一イ  
契約書の作成及び契約内容に基づく履行確認について留意されたい。

(コ) 委託業務名 ファミリー・サポート・センター事業委託料

a 委託金額 3,317,315円

b 把握した事項

要綱に定めるアドバイザーの任命状況が不明であった。

契約書の規定では、会員登録の状況や支援活動の状況について毎月報告することとしていたが3カ月毎の報告であった。

c 関係法令・例規類等

名寄市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成28年告示第1038号）

d 監査の結果

【注意】一イ

契約内容に基づく履行確認について留意されたい。

イ 名寄市体育協会

(ア) 補助事業名 名寄市体育協会ジュニア競争力強化事業補助金

a 補助金交付額 1,059,131円

b 把握した事項

提出された補助金交付に係る書類を確認した。

c 関係法令・例規類等

名寄市補助金等交付規則（平成18年規則第54号）

d 監査の結果

指摘事項なし。

(イ) 補助事業名 名寄市体育協会運営事業補助金

a 補助金交付額 1,500,000円

b 把握した事項

提出された補助金交付に係る書類を確認した。

c 関係法令・例規類等

名寄市補助金等交付規則（平成18年規則第54号）

d 監査の結果

指摘事項なし。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 一般財団法人 名寄市体育協会

(ア) 対象施設

- ・名寄市営球場・サブ球場
- ・名寄市テニスコート
- ・名寄公園テニスコート
- ・名寄市営南水泳プール
- ・名寄市営智恵文水泳プール
- ・名寄市スポーツセンター
- ・名寄市B&G海洋センター

(イ) 実査場所

- a 実査日 令和3年11月5日
- b 実査場所 名寄市営球場 名寄市東2条南11丁目2番地  
名寄市営サブ球場 名寄市字緑丘38番地2  
名寄市テニスコート 名寄市西7条南12丁目55番地138  
名寄公園テニスコート 名寄市字緑丘38番地2  
名寄市スポーツセンター 名寄市西7条南12丁目55番地134

(ウ) 把握した事項

- a 実査を実施した各施設の管理運営状況について、指定管理者及び市教育委員会の所管部課から説明を受けるとともに提出された関係書類により確認した。また、利用料の徴収・現金の取扱い状況について確認した。
- b 基本協定書（指定期間H30年4月1日～H33年3月31日）では、一般的に定めることが求められる事項のうち①指定管理施設の名称、位置等、②災害時に対応する事項、③事故及び損害の賠償に関するリスクの分担事項、④定期及び随時の業務遂行確認、評価、指導に関する事項などが定められていなかった。
- c 年度協定書（期間R2年4月1日～R3年3月31日）では、令和2年度の事業に関する事項の記載がなかった。
- d 提出された令和2年度名寄市体育施設指定管理業務収支計画書には、当該年度の事業計画書が添付されていなかった。
- e 提出された令和2年度名寄市体育施設指定管理業務事業報告書には、①「3管理業務の実施状況及び利用状況」では、利用状況に関する報告はなされていたが事業計画書に対応した管理業務の実施状況に関する報告がなされていなかった。②「4使用料又は利用料にかかる料金の収入状況」では利用料金の減免・還付に係る事項が欠落していた。また、利用料の内訳が添付されていなかった。③「5管理に係る経費の収支状況」の名寄市スポーツセンターの収支決算報告書では、当初の収支計画書（H30年度～H32年度）及び令和2年度の収支計画書においては計上・積算されていなかった指定管理に係る間接的な経費が計上されていた。
- f 令和2年10月15日に「指定管理者施設のモニタリング」を行い、名寄市体育協会に対して改善を要する事項として6項目の口頭注意を行っていた。

(エ) 監査の結果

【注意】ーイ

各施設ともに施設の維持管理及び運営がおおむね適正に遂行されていた。しかし、基本協定書及び年度協定書等内容において不足していた条項が認められたことから是正されたい。また、「指定管理者施設のモニタリング」を実施したことは評価される。このようなモニタリングが今後の適切な施設管理と運営に反映されるよう努められたい。

以 上

(むすび)

令和3年度の定期監査は感染症の感染防止対策を図りながらの実施であったことから、面接等が十分に行えない状況となった。しかしながら、このような中であって関係の皆様には資料提出や実査の対応など、丁寧なご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

全体を通して確認されたことは、補助金等の交付事務においては補助金の確定や対象経費の算定などについて不十分な事務処理が散見されたことであった。補助金等交付規則の所管課においては、補助金等の交付事務に係るガイドラインを作成していただき、職員等に対する周知と研修を行い、適正な補助金交付事務が執行されるよう取り組んでいただきたい。

また、契約事務においては法令・例規をはじめ事務処理マニュアルである契約実務・随契ガイドライン等について職員に対する研修等を充実し理解促進を図るとともに、感染症等の感染防止に対応するうえからも期間入札及び期日入札に関するガイドライン等について検討されることをお願いし、公正な契約事務の執行に取り組んでいただきたい。